

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	頁	内容	頁	内容	
1	3	(5) 国民の協力 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。	3	(5) 国民の協力 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、消防団及び自主防災組織は、避難住民の誘導を行うなど国民保護の重要な役割を担うことから市は、消防団等 の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。	消防団及び自主防災組織の評価
2	4	(10) 地域特性 本市には、魅力ある地域密着型沿道商業地が形成され、国立駅南口から中央にのびる幅員44mの大学通り沿道、学園通りまでの沿道、西にのびる富士見通り沿道には、ほぼ全域が文教地区に指定され、以下略	4	(10) 地域特性 本市には、魅力ある地域密着型沿道商業地が形成され、国立駅南口から中央にのびる幅員44mの大学通り沿道、 東にのびる旭通り の沿道、西にのびる富士見通り沿道には、ほぼ全域が文教地区に指定され、以下略	語句の訂正
3	9	(3)気象 市の気象は、温暖な気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨となっている。過去10年間のデータによると、天候は一年を通じて降雨日が111.7日で気温は平均で15.5℃となっており、過去10年間での最高気温は38.6℃、最低気温は-6.4℃となっている。また、降雨量は年間を通じ1,575.8mmで、過去10年間での一日の最雨量は平成11年の268.0mm、一時間あたりでは平成10年の74.5mmとなっている。 「表は、別紙1のとおり」	9	(3)気象 市の気象は、温暖な気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨となっている。過去10年間のデータによると、天候は一年を通じて降雨日が 110.2 日で気温は平均で15.5℃となっており、過去10年間での最高気温は 38.2 ℃、最低気温は -6.8 ℃となっている。また、降雨量は年間を通じ 1,502.3 mmで、過去10年間での一日の最雨量は平成 16 年の 188.0 mm、一時間あたりでは平成 20 年の 67.5 mmとなっている。 「表は、 別紙1 のとおり」	東京都下水道局 北多摩二号水再生センターよりデータ提供のため訂正
4	25		25	○ 武力攻撃事態等における通信連絡系統は次のとおり 「表は、 別紙2 のとおり」	記載漏れによる訂正
5	27	(5) ○ 市は、都及び東京消防庁(立川消防署)が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供(館内放送等)や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。	27	(5) ○ 市は、都及び東京消防庁(立川消防署) と連携して 、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供(館内放送等)や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。	実施主体の変更

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	頁	内容	頁	内容	
6	28	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報収集のための体制整備 市は、安否情報(以下参照)を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。 また、都と安否情報の収集、回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。	28	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 市は、 国が開発し運用開始した「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下、「安否情報システム」という。) を活用しつつ、安否情報(以下参照)を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。また、都と安否情報の収集、回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。	安否情報システムの活用 安否情報システムの運用開始を踏まえたことによる記述の修正 【基本指針の記述】 国(総務省、消防庁)は、安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供が行われるよう、その充実に努めるものとする。
7	29	大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	29	(2)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 市は、 都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関 、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	記載漏れによる訂正
8	35	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「災害時要援護者対策班」を迅速に設置し、都の災害時要援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。	35	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「災害時要援護者対策班」を迅速に設置し、都の災害時要援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。 東京消防庁は、要援護者(高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等)が正しい情報や支援を得て適切に避難等の行動をとるため「消防ふれあいネットワークづくり」を活用する。	東京都国民保護計画を準用
9	35	(6) 大規模集客施設との連携 市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。	35	(6) 大規模集客施設との連携 市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、 東京消防庁と協力し施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて危機管理、自主防災、自衛消防対策の見直し強化を要請するとともに必要に応じて指導、助言を行い、施設管理者に対して避難等の訓練への参加を促す。	大規模集客施設対策の強化

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	頁	内容	頁	内容	
10	38	に避難を行うために必要な情報を周知する。	38	に避難を行うために必要な情報を周知する。 <u>避難所の管理を行う者は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。</u>	避難所の安全対策の強化
11	41	(1)啓発の方法 市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	41	(1)啓発の方法 市は、都及び関係機関と連携しつつ、 <u>住民、地域の団体及び事業者等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動ができるよう、多様な機会を活用し啓発に努めるものとする。具体的には、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</u>	啓発活動の充実
12	49	(6)現地連絡調整所の設置 市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。 《参加機関》 都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関 《実施内容》 ・被災状況や各機関の活動状況の把握 ・各機関が有する情報の共有 ・現地における活動(避難誘導の実施等)の連携のための調整等 市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。	49	(6)現地連絡調整所の設置 <u>市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(都、消防機関、警視庁、自衛隊、医療機関、関係事業者等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、都と調整のうえ、速やかに現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。なお、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。</u>	現地調整所の活用 これまでの訓練の成果、マニュアルの整備等を踏まえて、現地関係機関の部隊が現場で活動を円滑に調整するための仕組みについて新たに記述。 【基本指針の記述】 市長村長又は都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防庁、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連携調整を図るものとする。

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	頁	内容	頁	内容	
13	52	<p>第3章 関係機関相互の連携 1 国・都の対策本部との連携</p>	52	<p>第3章 関係機関相互の連携 1 国・都の対策本部との連携 (3)武力攻撃事態等合同対策協議会との連携 市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。 (以下、脚注) (*) 武力攻撃事態等合同対策協議会は国の緊急対処事態現地対策本部が設置された場合、国の緊急対処事態現地対策本部長が必要に応じ、開催するもの。緊急対処事態現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処事態対策本部等により構成される。</p>	<p>合同対策協議会についてこれまでの訓練の成果、マニュアル整備等を踏まえて、国の現地対策本部が、地方公共団体の対策本部及びその他の関係機関の間における情報共有や意志の統一を図るために開催する会議について新たに記述。 【基本指針の記述】 現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について、相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。</p>
14	63	<p>(1)市長による避難住民の誘導 ①市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監(立川消防署長)及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。また、市長は避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。</p>	63	<p>(1)市長による避難住民の誘導 ①市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。また、市長は避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。</p>	<p>東京都国民保護計画を準用</p>

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	頁	内容	頁	内容	
15	63	(2)東京消防庁との連携 市長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救出活動の状況を勘案した上で、消防総監(立川消防署長)の協力を得て実施する。なお、市内の消防団は、消防総監又は立川消防署長の所轄の下に行動するものとする。	63	(2)消防機関の活動 <u>消防署は、消火活動及び救助・救出活動の状況を勘案しつつ市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。消防団は、消火活動及び救助、救出活動について消防総監又は立川消防署長の所轄の下で自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内の残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u>	東京都国民保護計画を準用
16	86	(1)生活関連施設の状況の把握 市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。	86	(1)生活関連施設の状況の把握 市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況について、 <u>施設の管理者、警視庁、東京消防庁等と連携して必要な情報を収集するとともに関係機関と情報を共有する。</u>	関係機関との連携の強化